



# 島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第40号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
島根県立学校管理職の評価に関する規則の一部を改正する規則	(学校企画課)	2
島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	( " )	2
島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則の一部を改正する規則	( " )	3
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	( " )	3
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	( " )	4

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第4号**

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第26条の3の表学芸部の項中「学芸情報課、学芸企画スタッフ」を「学芸企画課、学芸情報課」に改める。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立学校管理職の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第5号**

島根県立学校管理職の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校管理職の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（評価システムの評価者及び調整者）

**第4条** 評価システムの評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

評価対象者	評価者		調整者
	第一次評価者	第二次評価者	
校長	教育長が別に定める教育委員会事務局職員	教育長	
教頭	校長	教育長が別に定める教育委員会事務局職員	教育長

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第6号**

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校教育職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（評価システムの評価者及び調整者）

**第4条** 評価システムの評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

評価対象者	評価者		調整者
	第一次評価者	第二次評価者	

主幹教諭、教諭、養護教諭、栄 養教諭、助教諭、養護助教諭、 講師、実習主任、主任寄宿舍指 導員、実習助手及び寄宿舍指導 員	職員の所属する学校の教頭	職員の所属する学校の校長	教育長
---	--------------	--------------	-----

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第7号**

島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校管理職の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（評価システムの評価者）

**第4条** 評価システムの評価者は、次のとおりとする。

評価対象者	評価者	
	第一次評価者	第二次評価者
校長	市町村教育委員会教育長（以下この条及び第7条において「市町村教育長」という。）が指定した者	市町村教育長
教頭	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第8号**

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（評価システムの評価者及び調整者）

**第4条** 評価システムの評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

評価対象者	評価者		調整者
	第一次評価者	第二次評価者	

主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に勤務する学校栄養職員を除く。）及び事務職員	職員の所属する学校の教頭	職員の所属する学校の校長	市町村教育委員会教育長 （以下「市町村教育長」という。）
共同調理場に勤務する学校栄養職員	市町村教育長が指定した者	職員の所属する共同調理場の長	市町村教育長

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第9号**

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「割合を乗じて得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）」を加える。

第8条第3項中「報酬額」の次に「（1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額）」を加える。

第10条第1号中「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）」を削り、同条第2号中「1か月」を「1箇月」に改め、「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）」を削る。

第13条第2項第4号を次のように改める。

(4) 前項第3号に規定する教職員として在職した期間については、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）第16条第4項第4号から第7号まで又は県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）第40条第4項第4号から第7号までに掲げる期間

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。